

## 平成22年度第8回理事会議事録

日 時 平成23年3月9日(水) 14:00～

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>

森喜朗会長、佐治信忠副会長、森正博副会長、監物永三副会長、  
岡崎助一専務理事、泉正文常務理事、尾崎宏常務理事、  
板屋越麟一、岩名秀樹、神尾芳昭、斉藤斗志二、相良哲朗、  
篠宮稔、霜觸寛、竹下隆信、竹田恆和、田中道博、  
福島修、不老浩二、山本巖、渡邊康二の各理事

<委任>

上田清司、小林隆、坂本祐之輔、林辰男、樋口久子、  
米倉弘昌の各理事(議長に委任)

<監事>

中村正彦監事

理事総数27名、うち出席21名、委任6名、計27名で寄附行為第32条に基づき理事会成立。

寄附行為第31条第3項により、森会長が議長となった。

議事録署名人として、全員一致で渡邊康二理事及び岩名秀樹理事が選出された。

議 案

第1号 平成23年度事業計画及び予算について (岡崎専務理事)

平成23年度事業計画は、平成22年度に引き続き、公益財団法人への移行を念頭においた事業の整理を行い、「 . 事業方針」、「 . 事業内容」及び「 . 組織運営及び財政の確立」を柱として作成した。

「 . 事業方針」は、平成23年度も「21世紀の国民スポーツ振興方策 スポーツ振興2008」に基づき、国民スポーツのより一層の充実・発展に向けた事業を推進していく。

「 . 事業内容」について、「国民体育大会等開催事業」は、国民体育大会開催事業、日本スポーツマスターズ大会開催事業を、従前通り実施する計画とした。

「スポーツ指導者・組織育成事業」は、本会公認スポーツ指導者制度に基づき、指導者養成事業及び研修事業を中心とした諸事業を推進し、

スポーツ指導者の養成と資質向上に努め、その活用及び活動の促進を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ育成事業に取り組むほか、都道府県体育協会及びスポーツ少年団組織の整備・強化に取り組む計画とした。

「国民スポーツ推進PR事業」は、広報資料作成事業、スポーツ情報システム運営事業、キャンペーン事業に取り組むとともに、小・中学生向けのスポーツニュース配信事業を新たに実施する計画とした。

「スポーツ顕彰事業」は、公認スポーツ指導者表彰事業、スポーツ少年団指導者表彰事業、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰事業、日本スポーツグランプリ顕彰事業を、従前同様実施する計画とした。

「スポーツ国際交流事業」は、アジア地区スポーツ交流事業及び日独スポーツ交流事業を、従前同様、実施する計画とした。

「青少年スポーツ育成事業」は、スポーツ少年団の更なる発展を図る諸事業を推進するとともに、青少年層のスポーツ参加の促進を図る事業を通じ、子どもの体力向上に寄与する計画とした。

「スポーツ医・科学研究調査事業」は、スポーツ医・科学研究事業としての諸事業を実施する他、ドーピング検査等実施事業として、国民体育大会ドーピング検査を、日本アンチ・ドーピング機構及び加盟団体と協力し継続実施するとともに、日本アンチ・ドーピング機構及び都道府県体育協会と連携して、ドーピング防止教育・啓発活動を推進していくこととした。

「日本体育協会特別記念事業」は、本年、本会創立100周年を迎えるにあたり、「功労者等の表彰」、「記念切手・記念誌の発行」等の各種事業を実施するとともに、7月15日には「創立100周年記念シンポジウム」、7月16日には「祝賀式典・レセプション」をグランドプリンスホテル新高輪で実施する。また、日本スポーツ少年団が平成24年に創設50周年を迎えるにあたり、記念行事等の準備を進める計画とした。

「スポーツ会館管理運営事業」、「マーケティング事業」、「出版物等販売事業」は計画のとおり各事業に取り組むこととした。

「その他本会が推進する事業」は、本会と関連する各種団体と連携・協力して各事業に取り組むこととした。

「組織運営及び財政の確立」は、「生涯スポーツ社会の実現」に向け、各事業の推進にあたり、本会内に設置した各委員会を中心に事業の企画・立案、実施方法等の確立を図るとともに、各種事業の遂行に際しては、加盟団体、日本オリンピック委員会をはじめとする各スポーツ・体育関係団体とも、より一層の連携を図ることとした。一方、現在の社

会状況の下、財源の確保が非常に難しい状況であることから、国、JKA、日本馬主協会連合会、日本スポーツ振興センター、財界等へ本会の推進する諸事業の重要性について、より理解を得るための働きかけを積極的に行い、できる限りの援助を強く要請することとする。

平成23年度予算について、総括的な説明として参考資料をもとに、次のとおり説明。

収入の部の「補助金等収入」は、「文部科学省委託金収入」において、国の減額査定により7千1百万円強の減額となった。「競輪公益資金補助金収入」及び「スポーツ振興基金助成金収入」において、それぞれ減額要望を行ったことにより減額となった。「スポーツ振興くじ助成金収入」において、「総合型地域スポーツクラブ自立支援事業」等の拡充を図ることなどにより8億7千7百万円弱の増額となった。また、従来、寄付金収入に計上していた「ミズノスポーツ振興財団助成金収入」を補助金収入に計上し、総額で8億1千9百36万1千円増の37億6千9百8万円を計上した。

「寄付金収入」は、「財界等寄付金収入」において、本会創立100周年記念事業の寄付金の増額を見込み、2千6百67万9千円増の7億4千8百21万2千円を計上した。

「事業収入」は、「事業負担金収入」において、スポーツ振興くじ助成金の助成率アップによる減額、各種事業における「参加料収入」及び改定する協賛制度にかかわる「協賛金収入」の増額を見込み、総額で1千2百18万5千円増の14億8千9百46万4千円を計上した。

「特定資産取崩収入」は、創立100周年記念事業及び日本スポーツ少年団50周年記念事業にかかわる特別事業引当特定資産の取崩し、会館修繕引当特定資産の取崩しにより、総額で1億3千9百35万7千円増の4億4千5百57万2千円を計上した。

以上、平成23年度収入総額は、22年度に対して10億3百57万1千円増の73億4千8百59万3千円とした。

支出の部の「事業費」の予算額は、22年度に対して、総額で9億1千9百63万8千円増の67億1千5百33万円を計上した。

「国民体育大会等事業」は、国体ブロック大会費において、ブロック国体開催県への交付金を実質ベースで計上したことなどにより、2千9百23万9千円減の3億2千7百30万6千円を計上した。

「スポーツ指導者・組織育成事業」は、公認スポーツ指導者の登録システムの改修、スポーツ振興くじ助成事業の「総合型地域スポーツクラ

「自立支援事業」の拡充などにより、6億5千3百6万2千円増の43億2百23万2千円を計上した。

「国民スポーツ推進PR事業」は、スポーツ振興くじ助成事業として、小・中学生向けの「スポーツニュース配信事業」を新規に行うことにより、1億1千6百54万6千円増の2億4千46万5千円を計上した。

「スポーツ国際交流事業」は、「TAFISA理事会開催費」を計上したこと、「日韓中ジュニア交流競技会」が日本での開催となり開催費の増額が見込まれること等により、6千9百11万1千円増の5億2千8百20万2千円を計上した。

「日本体育協会特別記念事業」は、「本会創立100周年記念事業費」において、式典開催費、記念誌発行費等を計上したこと、「日本スポーツ少年団創設50周年記念事業費」において、委員会等開催費を計上したことにより、9千6百70万円3千円増の2億1千8百53万8千円を計上した。

「管理費」は、事務諸費、運営費等の減額により、2千9百65万2千円減の4億4千2百81万2千円を計上した。

「特定資産取得支出」は、特別事業引当特定資産の積増額を減額したことにより、総額で3千7百44万9千円減の1億7千9百95万1千円を計上した。

以上により、平成23年度支出合計は、22年度に対して8億5千2百53万7千円増の73億4千8百59万3千円となった。

また、昨年度に比べ10億円近く事業費が増額となることから、平成23年度期中における本会運転資金の不足が見込まれるため、この対応準備として銀行短期借入金限度額について20億円としたい旨併せて説明。以上、平成23年度事業計画及び予算並びに短期借入金限度額について諮り、満場一致で承認可決された。

なお、本件は評議員会への付議事項であることから、3月23日開催の第2回評議員会に諮ることとした。

## 第2号 公益財団法人移行認定のための定款について (岡崎専務理事)

平成22年10月29日付で内閣府公益認定等委員会に対して移行認定申請を行った後、同委員会との協議を進めていく中で、既に申請した定款の字句等の修正が必要となったことから、修正内容について、資料に基づき説明し、これを諮り、満場一致で承認可決された。

なお、本件は評議員会への付議事項であることから、3月23日開催の第2回評議員会に諮った上で、内閣府公益認定等委員会からの認定処分を待ち、認定処分後、速やかに公益財団法人としての移行登記を行う

予定である旨を報告。

第3号 創立100周年記念事業功労者等表彰における日本体育協会の推薦  
基準について (森副会長)

日本体育協会・日本オリンピック委員会創立100周年記念事業の一環として実施する「功労者等表彰」について、本会として推薦する特別功労者、功労者、感謝状贈呈先の推薦基準について、資料に基づき説明の後、これを諮り、満場一致で承認可決された。

なお、今後、具体的な候補者の人選を進め実行委員会で決定することとなるが、その候補者の人選については、森喜朗会長及び森正博記念事業実行委員会総務部会長に一任された。

報告事項

1. 会務関係

(1) 公益財団法人への移行に伴う諸規程等の改定について (岡崎専務理事)

去る11月10日開催の第6回理事会において、公益財団法人への移行に伴う本会の諸規程等の改定については、各委員会委員長に一任されていた。この度、各委員会での協議を経て、規程等の改定について了承を得たことから、その内容について、資料に基づき報告。

(2) スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラムについて

(岡崎専務理事)

明年度からの協賛制度となる「スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」について、プログラムの背景、主旨・目的、協賛カテゴリー等を資料に基づき説明。

これからのスポーツ界に期待される「スポーツによる社会貢献」を体現するため「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンを展開していく旨を報告。

(3) 日本体育協会・日本オリンピック委員会創立100周年記念シンポジウム(広島会場)の終了について (尾崎常務理事)

去る2月26日、「スポーツが築く『平和と友好』に満ちた世界」をテーマに、創立100周年記念シンポジウムの広島会場を開催した。

開催にあたっては、広島県体育協会をはじめ広島県、広島市、広島市スポーツ協会などの関係機関・団体に全面的な協力をいただき、962名の参加を得、テーマにふさわしいシンポジウムとなった。参加者募集にあたっては、開催地の広島県及び中国、四国、九州の各ブロックの理

事に協力いただいた。

本年7月に東京で開催する総括シンポジウムでは、これまで3会場で行われた地域シンポジウムの成果を21世紀の日本のスポーツの指針となるべく「スポーツ宣言」としてとりまとめ、採択する予定としている。

「スポーツ宣言」のとりまとめにあたっては、その骨子・概要について、役員等からの意見を聴取することと併せ、インターネット上で公開し、パブリックコメントを求めたうえで、宣言案を作成していく旨を報告。

(4) 2010年度ミズノスポーツメントール賞について (尾崎部会長)

優秀な指導者を表彰するために、平成2年にミズノスポーツ振興会の尽力により制定された本賞は、今回で21回目を迎え、本会から推薦した6名(スポーツメントール賞シルバー1名、スポーツメントール賞5名)が優秀指導者として選考され、表彰式が4月18日に都内ホテルにて行われる旨を資料に基づき報告。

2. 国民体育大会関係 (泉委員長)

(1) 第66回国民体育大会冬季大会の終了について

スケート・アイスホッケー競技会は、1月26日から30日までの5日間、青森県・八戸市、三沢市、南部町で開催された。

大会には、45都道府県から選手・監督1,393名、本部役員291名の合計1,684名が参加した。

スケート競技会のフィギュア種目には、鈴木明子選手や村主章枝選手らオリンピック経験者が出場するなど、各競技における強化指定選手や国際大会への出場実績のあるアスリートの参加を得て、随所に熱戦が繰り広げられた。

また、アイスホッケー競技会では、青森県が成年男子で23年ぶりの優勝を果たし、地元選手の活躍に大変盛り上がった大会となった。

競技成績は資料のとおり、スケート競技会では男女総合成績において北海道が6年連続49回目の優勝を、女子総合成績においても北海道が3年連続24回目の優勝を果たし、また、アイスホッケー競技会でも北海道が3年連続28回目の総合優勝を果たした。

スキー競技会は、2月12日から15日までの4日間、秋田県の鹿角市で開催された。

大会には、全国から選手・監督1,497名、本部役員310名の合計1,807名が参加した。

大会は、地元秋田県出身の小林範仁選手や高橋大斗選手などバンクーバ

ーオリンピック・ノルディック複合種目の代表選手5名全員が出場するなど、ナショナルチームメンバーや各種国際大会への参加実績のある選手が多数参加し、地元市民をはじめ多くの観衆を得て、大盛況のうちに終了した。

競技成績は資料のとおり、男女総合成績では北海道が2年連続54回目の優勝を果たし、女子総合成績で北海道が2年振り29回目・地元秋田県が2年連続3回目の優勝を果たした。

なお、冬季大会におけるドーピング検査は、スケート競技会で、ショートトラック種目及びフィギュア種目、アイスホッケー競技会を対象に22検体の競技会検査が行われたが、今後、検査結果が判明次第、本会ホームページ等で公開する。

冬季大会における企業協賛については、平成20年の第63回大会より実施しており、今回で4大会目となるが、各社とも本会が直接企業協賛を実施した第64回冬季大会より3大会連続して協賛をいただいた。

また、本会国民スポーツ推進キャンペーン協賛各社には「国体パートナー」の位置付けにより、冬季大会開催・運営の全般にわたり、協力いただいた旨を報告。

## (2) 国民体育大会における参加資格について

第65回国民体育大会における山口県選手の参加資格の対応については、今後の国体開催の意義に関わる重大な事項であり、参加資格の有無の判断は、選手個人の名誉にも関わる事柄であるため、公正で迅速な判断が必要であったこと、また、参加資格の解釈について、山口県と本会で相違があったことから、文部科学省競技スポーツ課とも協議のうえ、国民体育大会委員会は、法律家(弁護士)による第三者委員会を緊急に設置し、「第65回国民体育大会における山口県選手の参加資格違反の有無に関する判断及び処分案、並びに参加資格に関する提言」等について諮問した。

その後、去る2月17日に第三者委員会からの答申を受け、2月24日に臨時の国体委員会において審議した結果、以下のとおり決定した。

参加資格の認定に係る判断基準として、「居住地を示す現住所」における「日常生活」、「勤務地」における「主たる勤務実態」については、第三者委員会で示された、それぞれの基準により判断することとした。

参加選手の処分については、審議対象となった山口県選手72名の内、

- ・36名の選手は、参加資格要件を満たしており、違反に該当しない。
- ・1名の選手については、都道府県大会のみの出場であったため、処

分の対象から除外する。

- ・ 35名の選手については、所定の参加資格要件に違反するものの、各個人の過失は認められないため、処分を課さず、かつ選手の成績の抹消及び各競技会の成績の見直しも行わない。

山口県体育協会の処分については、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」に基づき「厳重注意処分」とし、第65回大会における処分の対象となった選手35名が獲得した競技得点を男女総合成績(天皇杯得点)及び女子総合成績(皇后杯得点)から減算し、改めて全都道府県の成績(順位)を見直す。

中央競技団体の処分については、参加資格違反に該当する選手が所属する記載の7団体に対して、都道府県競技団体への指導・監督に関する注意義務違反の過失があると認められることから、それぞれ「注意処分」とする。

今後の対応については、今回、「居住地を示す現住所における日常生活」と「勤務地における主たる勤務実態」について、参加資格の判断基準が整理できたことに伴い、「第66回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明」に、この内容を反映し、都道府県体育協会及び中央競技団体をはじめ、国体関係機関・団体に対し、周知徹底を図っていきたい。

また、今後、全都道府県に対して、第65回大会および第66回冬季大会における参加資格についての調査を行い、参加資格違反の疑義が生じた場合は、本会において、「日常生活」や「勤務実態」を確認し、参加資格違反の有無を判断の上、具体的な処分内容を決定したい。

なお、第64回大会以前については、「日常生活」や「勤務実態」を確認するために必要となる資料などの収集が困難になることが予想されることから、全都道府県に対する調査については行わず、明らかな疑義が認められた場合に限り、個別に調査することとした。

更に、第三者委員会から2つの提言と要望が出された。一つ目の提言は、1964年(第19回新潟大会)以降、唯一の例外(2002年高知国体)を除き、毎年、開催都道府県が天皇杯を獲得し続けているという慣行の問題点と是正に関する提言。もう一つの提言は、トップアスリートの参加を促進するための新たな参加資格に関する提言であった。

本会への参加資格違反再発防止等についての要望としては、上記の提言及び要望については、早急に検討しなくてはならないと考えているが、特にトップアスリートの参加資格の新設については、今後、都道府県体育協会及び中央競技団体等の意見聴取も行いながら、国体委員会において、慎重に検討を行っていきたい旨を報告。

< 意見及び報告 >

竹下理事 国体参加資格の件について、迷惑をかけたことに対して改めて陳謝するとともに、開催が間近となった山口国体の成功に向けて、参加資格の徹底とチェック体制の強化を図るなど、万全を期したい。

岡崎専務理事 二井山口県体協会長から、森会長及び泉委員長宛に、「第66回国民体育大会への参加にあたっては、本会の定める参加資格について、その趣旨や解釈を含めて正しく理解し、定められている内容を厳格に順守する」という内容の誓約書が提出されている。

尾崎常務理事 今回の処分は、加盟団体に対する国体委員会からの注意に留まったが、各競技団体の実態が様々な状況になっていることもあり、同じスポーツ団体間で注意したりするのではなく、選手の活動に支障がない環境にするため、今後の対応策について、十分検討してほしい。

#### 4. 生涯スポーツ推進事業関係

##### (1) 生涯スポーツ・体力づくり全国会議の終了について (森委員長)

昨年度まで文部科学省をはじめ7団体及び開催県が主催していたが、本年度より財団法人健康・体力づくり事業財団が参画し、新たに「生涯スポーツ・体力づくり全国会議」として、去る2月3日、「生涯スポーツの新たな時代に向けて ~スポーツ立国戦略スタート~」を全体テーマに、神奈川県横浜ロイヤルパークホテルを会場に、全国各地から1,300名の参加を得て開催した。

トークセッションでは、「スポーツの可能性」をテーマに語り手として、作家の乙武洋匡氏、北京オリンピックシンクロナイズドスイミングスペイン代表コーチ、現アメリカ代表コーチの藤木麻祐子氏、聞き手として法政大学教授の山本浩氏の3者で、ご自身の体験談を交えながら対談形式で行われた。

また、午後からは、有識者による5つの分科会において、それぞれのテーマに沿った事例を発表し、活発な意見交換が行われるなど、成功裡に全ての日程を終了した旨を報告。

##### (2) 日本スポーツマスターズ開催要項の改訂について (不老委員長)

日本スポーツマスターズ2013大会以降の開催地については、一昨年福岡県北九州市より、平成25年に迎える市政50周年の記念事業の

一環として、大会を北九州市に誘致したい旨の申し出があり、協議を行ってきた。これまでの開催要項では、主催は「開催地都道府県」となっており、市町村からの開催申請はできないこととなっていた。本会としては開催地の選定を今後スムーズに進めるにあたり、財政的・人材的に都道府県に相当する政令指定都市を主催団体に加える必要があるという認識に立ち、開催要項の改定について、3月1日開催の第2回日本スポーツマスターズ委員会に、提案し審議した。

その結果、これまでの開催要項において「開催地都道府県」と明記されているものを「開催地が政令指定都市である場合には、開催地政令指定都市及び当該政令指定都市の所在する都道府県」とすることが承認された旨を報告。

今後は、北九州市を含め、これを契機に広く政令指定都市とも開催地決定に向け、検討・協議していく旨を併せて報告。

### (3) 日本スポーツマスターズ2012高知大会の会期について(不老委員長)

明年開催となる日本スポーツマスターズ2012高知大会の会期については、高知県と調整の結果、平成24年10月19日(金)から23日(火)までの5日間で開催することが、3月1日に開催された日本マスターズ委員会で決定した。

なお、ゴルフ競技は、施設利用状況を考慮して平日開催としているが、開催時期は調整中とした。

また、実施競技については、現行13の実施競技団体全てが継続を希望しており、既に準備が進められていること、現状として13の実施競技団体の運営等についても問題がないこと、実施競技の増については財政的にも厳しい状況にあることなどから、現時点では、2012大会についても、現行の13競技を実施競技としたい旨を報告。

### 3. 国際交流事業関係

(渡邊委員長)

#### ・第9回日韓青少年冬季スポーツ交流事業(派遣・受入)の終了について

派遣事業については、去る1月18日から24日までの7日間、渡邊理事を団長に、4競技147名の日本代表団を韓国に派遣し、雪上競技会を江原道、氷上競技会をソウル市において実施し、互いにスポーツを通じて交流を深めた。

受入事業については、2月20日から26日までの7日間、4競技154名の韓国代表団が来日し、北海道で受入を行い、北海道体育協会及び関係競技団体の協力により大変すばらしい環境の中で交流が行われた旨を報告。

なお、25日の歓迎夕食会には、本会を代表して、霜觸理事が出席し、挨拶を述べた旨併せて報告。

以上の諸報告をいずれも了承後、第2回評議員会を3月23日にグランドプリンスホテル新高輪で開催し、終了後、森会長と張会長の出席を得て歓送迎会を行うこと、また、平成23年度の理事会及び評議員会開催日程を確認後、15時10分閉会。